

利用規約

この利用規約は、マムズラボ株式会社（以下「マムズラボ」という）が運営する受託制作サービス及び集客・販促支援サービス（以下「本サービス」という）に関し、マムズラボが本サービスに登録した個人・法人のパートナー（以下「パートナー」という）に発注することにより成立するマムズラボ業務委託契約に伴う特定の権利義務を定める。なお、パートナーには最新の規約が適用されるものであり、最新利用規約については <https://admin.moms-lab.jp/public/terms> にて掲示する。

第1条（契約の目的）

マムズラボは、個別指示書で定める市場調査・リサーチ、コンセプト立案、デザイン・ライティング・Webサイト・イベント等の運用制作、広報・PR、プロモーション運用、およびこれらのマネジメント・ディレクション・コンサルティングに関する業務など（以下「本件業務」といい、本規約に基づき納品されるプログラム、コンテンツ、データベース、レポートその他のドキュメント類や関連資料などを「本件成果物」という。）をパートナーに委託し、パートナーはこれを受託する。

第2条（適用範囲）

1. 本件業務は、個別指示書で定める業務の全部または一部から構成され、本件業務には本規約が適用されるものとする。
2. 本規約は本件業務に関する合意事項のすべてであり、係る合意事項の変更は、第12条（本規約および個別指示書内容の変更）に従って行うことができるものとする。パートナーおよびマムズラボは、本規約に基づく個別指示書において本規約の一部の適用を排除し、または本規約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別指示書の定めが本規約に優先するものとする。
3. 本件業務の対価には、成果物にかかる著作権の著作権譲渡費用を含むものとする。
4. 本規約以外に、登録者とマムズラボとの間に別途書面等による合意または契約があり、本規約と当該の合意または契約との間に相反する内容がある場合は、当該の合意または契約を優先させるものとする。

第3条（個別指示書）

1. 個別指示書は、マムズラボが、本件業務の内容、対価、支払方法、あるいは対象プロジェクトのプロジェクトマネージャー、その他必要な事項を明記した個別業務に関するマムズラボの定める様式による個別指示書を書面またはE-mail等によりパートナーに交付することにより成立する。
2. 個別指示書は、請負・準委任等契約形態について明らかにするものとする。

第4条（成果物・納入物の納入）

1. パートナーはマムズラボに対し、個別指示書が請負形態である場合、個別指示書で定める納期までに所定の成果物を納品書とともに納入する。
2. マムズラボは、納入があった場合、次条の定めに従い検査を行う。
3. パートナーは、成果物・納入物の納入に際し、マムズラボに対して必要な協力を要請できるものとし、マムズラボはパートナーから協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。
4. パートナーおよびマムズラボの責に拠らない成果物・納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前についてはパートナーが、納入後についてはマムズラボが、それぞれこれを負担するものとする。
5. パートナーはマムズラボに対して、個別指示書が準委任形態である場合、個別指示書で定める納期までに所定の作業報告書を提出する。

第5条（本件成果物の検収）

1. マムズラボは、個別指示書が請負形態の場合、納入された本件成果物を個別指示書に定める期間（以下「検査期間」という。）内に検査し、依頼内容と本件成果物が合致するか否かを点検しなければならない。
2. マムズラボは、本件成果物が前項の検査に適合する場合、検収書に記名押印の上、パートナーに交付するものとする。また、マムズラボは、本件成果物が前項の検査に合格しない場合、パートナーに対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正または追完を求めるものとし、パートナーは、個別指示書で定めた期限内に無償で修正してマムズラボに納入し、マムズラボは必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。
3. 本条所定の検査合格をもって、本件成果物の検収完了とする。

第6条（契約不適合責任）

前条の検収完了後、成果物・納入物について依頼内容との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）についてマムズラボから指摘があり、当該契約不適合がパートナーの責に帰すものである場合、マムズラボはパートナーに対して当該契約不適合の修正を請求することができ、パートナーは、当該契約不適合を無償で修正するものとする。

第7条（成果物・納入物の所有権および保証）

1. パートナーが本規約に従いマムズラボに納入する成果物・納入物の所有権は、検収完了日をもってパートナーからマムズラボへ移転する。
2. パートナーは、成果物・納入物が第三者の知的財産権等を侵害していないことおよびマムズ

ラボに使用を許諾する正当な権限を有することを保証するものとする。

第8条（本件成果物の特許権等）

1. 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産またはノウハウ等（以下あわせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、マムズラボに帰属するものとする。
2. パートナーおよびマムズラボが共同で行った発明等から生じた特許権等については、パートナーおよびマムズラボの共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、パートナーおよびマムズラボは、共有に係る特許権等につき、双方合意の上、実施し、または第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
3. パートナーおよびマムズラボは、第2項に基づき相手方と共有し、または相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。

第9条（成果物・納入物の著作権等）

1. 成果物・納入物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、第三者が著作権を留保した場合を除き、検収完了日を以てマムズラボに帰属する。
2. パートナーは各種素材・データ・コンテンツ類を使用した成果物の場合、著作権等の権利関係・使用許諾・使用期間に問題のないものを用意し、著作権を譲渡できる各種素材・データ・コンテンツ類を優先的に使用することとする。
3. マムズラボは、成果物・納入物はあらかじめ定められた利用対象、期間、範囲、地域、目的等の用途（以下用途という。）以外でも利用できるものとする。
4. 成果物・納入物に対するマムズラボの行為について、パートナーは著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない
5. パートナーは本件成果物に対する出版権について、著作権法第79条から第88条に則り、マムズラボに出版権を譲渡することに同意する。他社による出版や出版のための複製ならびに出版を行ってはならない。
6. 双方が解約の合意に至った場合、解約合意書の締結によって業務委託契約の解除を行う。その場合、パートナーおよびマムズラボ間の請負・準委任等契約は解除となるが、過去の成果物・納入物の所有権、著作権（出版権含む）は変わらずマムズラボに帰属し、成果物・納入物に対するマムズラボの行為について、パートナーは著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

第10条（再委託）

1. パートナーは、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、書面または電磁的方法による事前の承諾を得るものとする。
2. 前項の場合、パートナーは当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本規約に基づいてパートナーがマムズラボに対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
3. パートナーは、再委託先の履行についてマムズラボの責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、マムズラボの指定した再委託先の履行については、パートナーに故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

第 11 条（報告義務）

マムズラボは本件業務期間中いつでもパートナーに対して受託業務の処理及び進捗状況につき報告を求めることができ、パートナーは速やかに報告を行うものとする。

第 12 条（本規約および個別指示書内容の変更）

本規約の内容の変更は、当該変更内容につき事前にパートナー・マムズラボ協議の上、別途、本規約第3条に定める方法により変更指示書を交付することによってこれを行なうことができる。

第 13 条（資料等の提供および返還）

1. マムズラボはパートナーに対し、本規約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
2. 前項に定めるもののほか、パートナーからマムズラボに対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、パートナー・マムズラボ協議の上、マムズラボはパートナーに対しこれらの提供を行う。
3. 本件業務遂行上、マムズラボまたはマムズラボの指定する事務所等でパートナーが作業を実施する必要がある場合、マムズラボは当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、パートナー・マムズラボ協議の上、本規約に定める条件に従い、パートナーに提供するものとする。
4. マムズラボが前各項によりパートナーに提供する資料等または作業実施場所に関して、内容等の誤りまたはマムズラボの提供遅延によって生じたパートナーの本件業務の履行遅滞、成果物・納入物の瑕疵等の結果については、パートナーはその責を免れるものとする。
5. マムズラボから提供を受けた資料等（次条第2項による複製物および改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、パートナーは遅滞なくこれらをマムズラボに返還またはマムズラボの指示に従った措置を講ずるものとする。

第 14 条（資料等の管理）

1. パートナーはマムズラボから提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意を

もって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2. パートナーはマムズラボから提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製または改変できる。

第15条（パートナーのポートフォリオへの掲載）

1. パートナーが自身のポートフォリオに案件実績として掲載を希望する場合は、マムズラボ所定の方法によりその旨申請する。
2. マムズラボは発注者からの掲載許可を取得するべく、マムズラボ担当者より検収日までに下記を明記したうえで掲載可否確認を行う。なお掲載不可の理由は、発注者の意向によりパートナーへ開示しない場合もあることをパートナーは承諾する。
 - ・ 掲載を希望する業務名
 - ・ 掲載先の場所：Web サイトの URL、出力したファイルなど
 - ・ 掲載場所の公開状態：公開（誰でも閲覧できる） or 非公開（パスワード等で制限をかけている）

第16条（秘密情報の取扱い）

1. パートナーおよびマムズラボは本規約の内容、本規約の遂行により相手方に関して知り得た事実およびこれらに関する相手方から秘密情報である旨を明かにして開示を受けた情報（以下あわせて「機密情報」といいます）につき最大限の注意を持って秘密を保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者（パートナーの委託先を除く）に開示、漏洩または公表してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報から除外する。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知、公用であった情報
 - (2) 開示を受けた後、本規約または個別指示書に違反することなく公知、公用になった情報
 - (3) 開示を受けた時に既に保有していた情報
 - (4) 開示を受けた後、開示された情報とは関係無く独自に開発した情報
2. パートナーおよびマムズラボは相手方から開示された機密情報を本規約履行のためにのみ使用しそれ以外の目的に使用してはならないものとする。
3. パートナーおよびマムズラボは相手方による書面による承諾を得ることなく機密情報を改変または複製しないものとする。
4. パートナーおよびマムズラボは情報漏洩を防ぐため、業務で使用する PC などの機器に適切なセキュリティ対策を実施する。再委託先がある場合は、同様の対策を施すよう指示する。
5. パートナーおよびマムズラボは知る必要のある自己の役員および従業員ならびに弁護士、公認会計士その他法律上の守秘義務を負う自己のアドバイザーに対してのみ機密情報を開示でき、機密情報を開示する役員および従業員（委託先を含む）に対しては本規約と同等の

秘密保持義務を負わせ、これを遵守させるものとする。

6. パートナーおよびマムズラボは、相手方から請求を受けた場合または本件業務遂行上不要となった場合には、ただちに機密情報の記載された資料およびその複製物をすべて相手方に返却または自己の費用をもって廃棄するものとする。

第 17 条（個人情報）

1. パートナーは、個人情報の保護に関する法律（以下本条において「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際してマムズラボより取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）および本件業務遂行のため、パートナー・マムズラボ間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」といいます）を第三者に漏洩してはならない。なお、マムズラボは、個人情報をパートナーに提示する際にはその旨明示するものとする。また、マムズラボは、マムズラボの有する個人情報をパートナーに提供する場合には、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、パートナーに提供するよう努めるものとする。
2. パートナーは、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。業務で使用するPCなどの機器に適切なセキュリティ対策を実施し、再委託先がある場合は、同様の対策を施すよう指示する。
3. パートナーは、個人情報について、本規約の目的の範囲でのみ使用し、本規約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前にマムズラボから書面による承諾を受けるものとする。
4. 個人情報の提供および返還等については、第12条（資料等の提供および返還）を準用する。
5. パートナーは、第9条（再委託）に基づく再委託先に対してマムズラボより委託を受けた個人情報の取扱いを再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称および住所並びに保護水準の審査結果等を書面により事前にマムズラボに通知しマムズラボの承諾を得るものとし、また、パートナーの責任において、再委託先に対して本規約および個別指示書に基づきパートナーが負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. パートナーおよびマムズラボは、自己またはその代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう ゴロ、政治活動標ぼう ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. パートナーは、再委託先（派遣元や、再委託先が数次にわたるときはすべての委託先を含む。）が前項の反社会的勢力いずれかに該当することが判明したときは、当該再委託先との

契約を解除する等の措置を講じ、当該再委託先との関係を遮断するものとする。

3. パートナーまたはマムズラボは、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、何らの通知催告をすることなく、本規約の全部または一部を解除することができる。なお、本項により解除した場合、解除者はこれによる相手方の損害を賠償する責を負わない。

第 19 条（権利義務譲渡の禁止）

パートナーおよびマムズラボは、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本規約上の地位を第三者に承継させ、または本規約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第 20 条（解除）

1. パートナーまたはマムズラボは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本規約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 重大な過失または背信行為があった場合
 - ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本規約を継続し難い重大な事由が発生した場合
 - ⑥ 倒産の場合
2. パートナーまたはマムズラボは、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本規約の全部または一部を解除することができる。
3. パートナーまたはマムズラボは、第 1 項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第 21 条（有効期間）

1. 本規約の有効期間は、発注書記載のとおりとする。
2. 前項の定めに問わらず、第 16 条（秘密情報の取扱い）の定めは前項の有効期間終了後も 3 年間、また、第 17 条（個人情報）、第 22 条（損害賠償）、第 24 条（合意管轄）、第 25 条（協議）および本項の定めは前項の有効期間終了後も有効に存続する。

第 22 条（損害賠償）

パートナーおよびマムズラボは、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り損害賠償を請求すること

ができる。

第 23 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、本件成果物に供する第三者サービスの停止、その他マムズラボの責に帰することができない事由による本規約の全部または一部（金銭債務を除く）の履行遅滞または履行不能については、パートナーおよびマムズラボは責任を負わないものとする。

第 24 条（合意管轄）

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（協議）

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いパートナー・マムズラボが協議し、円満に解決を図るものとする。

第 26 条（付則）

本利用規約は 2023 年 3 月 1 日、改定しました。